



## 事例に学ぶ 地主のための賃宅地問題解消法

### 第1回 地代の値上げ交渉のケーススタディ



**地代月額1・3倍を受け入れる**

私は、東京都内S区の住宅街に一軒家を所有しています。敷地は借地です。6年前に亡くなつた父の代からここに住んでいます。地代は月額22000円、毎年4月には1年分を支払っていました。この地代が高いとか安いとかは、父の代から続けていたこ

となので特に意識したことはありませんでした。ある日、地主から「地代の値上げをお願いできないか」と連絡がありました。もちろん値上げということですから、借地人としてはできれば避けたいところですが、とにかく会つて話しだけは聞くことにしました。

後日、約束した喫茶店に行つてみると、父が亡くなつたときに会つたきりの地主さんが待つていました。地主さんの用件は、地代を月額2200円から29900円に値上げしたい、ということでした。ずいぶん前から地代の改定がされていなかったので、多少の値上げはやむを得ない

かとも思つていましたが、約1・3倍の月額29900円というのは少し高すぎるのではないかという気がしました。私が、少々渋つた顔をしていると、「こちらをご覧ください」と地主さんから「地代調査報告書」と題された8枚ほどのレポートを渡されました。「不動産鑑定事務所に依頼して作つてもらつたものであります。かなり前から地代はそのままでしたので、値上げをお願いしようにも、どの程度が相場なのか私にもよく分からないので、こうやつて専門家の方に調べてもらいました」。地主さんも真剣に考えた上で値上げの話しを持ち出したのが分かりました。「その報告書はお渡ししますので、よく読んで、値上げの件、検討してみてください」と言われ、その場は別れました。

持ち帰つた報告書をばらばらとめくつみると、相続税、路線価、固都税額、周辺地域の地代などが書かれています。分からぬ用語などもあった。分からぬ用語なども書かれていました。裁判所が関わる手続きとなると、場合によつては地主さんとの関係が悪くなることもあります。それでも、裁判所で主張すべきに思えます。私の方で値上げするにしてももう少し安くもそれなりの合理性があるよ

うに思えます。私の方で値上げするにしてももう少し安くしてほしいと裁判所で主張するには、もっと安い地代が妥当だとする報告書なり鑑定書をこちらで用意しなければなりません。地主さんも真剣に考えた上で納得することができた。思えば、地主さんが最初からしっかりと根拠を示して値上げ額を提示してきたのが正解だったのでしょうか。

### 三原一洋

#### Profile

1975年和歌山県生まれ。不動産鑑定士。土地相続プロデュース株式会社 代表取締役社長。地主の地代や共有地問題の解決を図るサポートを行うかたわら、不動産に関する各種講演や執筆活動を行なう。



質問してみました。丁寧な答えが返ってきたので、ついでに、もし値上げを断つた場合にはどうなるかを尋ねてみると、可能性としては、地主さんが裁判所に地代の増額請求をする場合もありうるとのこと。

みても、父親の代から地代が据え置かれていたことからして報告書の地代には相応の根拠もあるだろうし、値上げは避けられないとの意見でした。いろいろと考えた揚げ句、結局、地主さんの申し出を受け入れることにしました。



## 事例に学ぶ 地主のための貸宅地問題解消法

### 第2回 地代が安いのには理由がある

**地代が安い本当の理由**

第1回では地代値上げ交渉に成功したケーススタディをご紹介しました。このケースでは、借地人があつさりと地主の値上げを受け入れました。それは、調停や裁判などの手続きによる手間をかけてみたところで、値上げを受け入れざるを得ないだろうと考えた

からです。要は、それまでの地代がかなり安かつたということです。土地を賃貸しているけれども何年も地代の見直しをしていない。滞りなく支払われているので気にしていなかつた。でも、なんとなく以前から安い気がしている。親が借り地人と値上げ交渉に苦戦して、いた土地を相続したが、交渉がわざわざしくて金額は据え置かれたままだ。このようないふべき地主の方はいらっしゃらないでしようか。

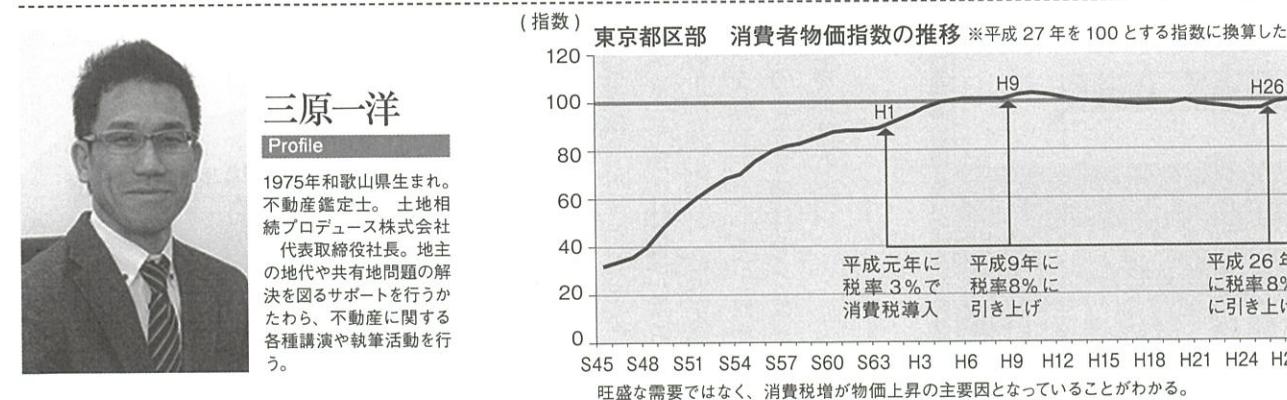
地主の方のなんとなく安いと思う、といった直感は、だいたい当たっている場合が多いようです。やはり、一般的には地代は安い傾向にあります。されば、なぜ地代は安いのでしょうか。

地代が安いのは、土地の賃借契約がはじまつた当初にご紹介しました。このケースでは、借地人があつさりと地主の値上げを受け入れました。そこで地主は賃料見直しの申し出をします。この時、改定する賃料を「継続賃料（継続地代）」といいます。継続賃料では、地主の交渉力が極端に弱くなります。これが新規賃料を決める場合なら、地主が希望する賃料が通らない

ようであれば、「他の借り手を探すので、あなたとは契約しない」と簡単に突っぱねることができます。もちろん地主の希望する賃料が適正な賃料に競争原理が働きます。このように賃貸借当事者は、お互い納得して賃貸借契約をスタートさせます。

ところが、土地の賃貸借契約の場合、契約期間が長期にわたります。賃借人は契約期間が満了しても土地を返却しなくてよく、借地借家法によつて法定更新されてしまします。こうして、半永久的に契約が継続します。時がたち、土地の値段が変化し、やがて、現行地代は、当初土地の値段に見合つていたであろう新規賃料と合わなくなつてきます。

そこで地主は賃料見直しの場面では、地主の交渉力が弱いので、いつたん貸しため、地主は交渉力を失つてしまつているのです。



三原一洋

Profile

1975年和歌山県生まれ。不動産鑑定士。土地相続プロデュース株式会社 代表取締役社長。地主の地代や共有地問題の解決を図るサポートを行うかたわら、不動産に関する各種講演や執筆活動を行なう。



第1・2回にわたり、地代交渉のケーススタディと地代が安い理由をお伝えしました。地代の交渉をするためには、現在の地代が相場と比べて適正であるかを調べる必要

があります。そこで、今回は地代の相場について説明します。

地代の相場といふと、よく公租公課の2～3倍くらいだろうか、などと聞いたこともあります。公租公課とは、国や地方公共団体に納める負担の総称です。一般的には「公租」が「税」で所得税や住民税などのこと。「公課」は「料」で健康保険料や社会保険料をいいます。

土地や建物では、「固定資産税」「都市計画税」「不動産取得税」のことをいいます。ここでの「公租公課」とは、土地にかかる固定資産税と都市計画税を合計した金額のことです。しかし、この2～3倍くらいというのは、実は必ずしも正解ではありません。

公租公課は、土地の利用状況によって、税額の算定方法が異なります。隣同士の土地でも税額に差があることも珍しくはありません。そのため、公租公課だけで判断した

地代水準では、土地の資産価値を正確に反映しているとは必ずしもいえないのです。

きちんと調査・鑑定した結果、適正な地代は公租公課の4～5倍だったり、もっと高額であつた場合も少なくありません。一方、思っていたよりも低額であつた場合もあります。東京都内と都内近郊、地方都市など、同じ住宅地であつても公租公課の倍率が異なることがあります。

地代の水準を決めるため不動産鑑定が重要

地代の水準は、それぞれの地域によって当然、相場が異なります。土地賃貸借契約の内容や土地の面積なども地代水準を左右する要因となり得ます。地代は、土地の資産価値や契約内容を正確に反映したものだからです。単純に、公租公課の倍率だけをもつて、高い安いと判断ができるません。

強気の交渉が可能かどうか判断材料となる鑑定評価

地代の相場は、実際の事例を集めたり、近くの土地賃貸借契約の内容を調べることで分かります。可能な限り、同

じ地域にお住まいの地主や借地人などに聞いてみてください。複数の事例を集めて地域の平均的な水準を調べることもひとつのおポイントです。

とはいっても、地代の適正な水準を求めるためには、いろいろなアプローチがありますので、厳密には、不動産鑑定による方法以外では求めることはできません。継続地代を求める場合、不動産鑑定評価基準では、①差額配分法②利回り法③スライド法④賃貸事例比較法の4つの手法を定めています。各手法の詳細な説明は割愛しますが、継続地代を求める手法には、これら4つの手法があることを頭に入れておいてください。

なぜなら、地代値上げについては、鑑定手法について、基礎的な理解をしておいていた

## 三原一洋

Profile

1975年和歌山県生まれ。不動産鑑定士。土地相続プロデュース株式会社 代表取締役社長。地主の地代や共有地問題の解決を図るサポートを行うかたわら、不動産に関する各種講演や執筆活動を行う。

# 事例に学ぶ 地主のための貸宅地問題解消法

## 第3回 地代の相場はどう決まる?



があります。そこで、今回は地代の相場について説明します。

地代の相場の算定法は  
土地の利用状況も影響

地代の相場といふと、よく公租公課の2～3倍くらいだろうか、などと聞いたこともあります。公租公課とは、国や地方公共団体に納める負担の総称です。一般的には「公租」が「税」で所得税や住民税などのこと。「公課」は「料」で健康保険料や社会保険料をいいます。

土地や建物では、「固定資産税」「都市計画税」「不動産取得税」のことをいいます。ここでの「公租公課」とは、土地にかかる固定資産税と都市計画税を合計した金額のことです。しかし、この2～3倍くらいというのは、実は必ずしも正解ではありません。

公租公課は、土地の利用状況によって、税額の算定方法が異なります。隣同士の土地でも税額に差があることも珍しくはありません。そのため、公租公課だけで判断した

地代水準では、土地の資産価値を正確に反映しているとは必ずしもいえないのです。

きちんと調査・鑑定した結果、適正な地代は公租公課の4～5倍だったり、もっと高額であつた場合も少なくありません。一方、思っていたよりも低額であつた場合もあります。東京都内と都内近郊、地方都市など、同じ住宅地であつても公租公課の倍率が異なることがあります。

地代の水準を決めるため不動産鑑定が重要



## 事例に学ぶ 地主のための貸宅地問題解消法

### 第4回 値上げの申し入れ実践法

借地人との連絡は文書で

では、地主が専門家に地代の査定をしてもらつた上、直接値上げを申し入れています。しかし、借地人と長い間連絡を取り合つていなかつた場合には、文書で申し入れるとよいでしょう。文書を使う場合には、値上げの申入れをしたこと、および、いつしたのか、といったことを明確にしておくために「内容証明郵便」を使うという方法があります。

借地関係を規律している法律は「借地借家法」です。その第11条で地代の増減額請求権を定めています。内容は、地代等が、土地に対する租税その他の公課の増減、土地の価格上昇・下降その他の経済状況の変動、または、近傍類似の土地の地代等に比較して不相当になつたときは、契約の条件にかかわらず、当事者は地代等の額の増減を請求することができます。ただし、賃貸借契約書

では、地代が相場より低い場合で、地主が地代の値上げを希望する場合、地主は借地人に対して地代の値上げを申し入れることになります。

です。ただし、賃貸借契約書で、一定期間増減しない旨の特約がある場合には、その特約に従い、その一定期間は増減額の請求はできません。ちなみに条文は、前記のとおり減額の場合も併せて定めていますが、ここでは増額を前提に説明していきます。

さて、ここで重要なのは、条文が「増減を請求することができる」と定めていることです。すなわち、地主が地代の請求をすれば直ちに額が変更されるということです。無論、具体的な額は裁判所の判断や当事者間の合意によって定まるのですが、借地人側が値上げ時期を遅らせようと、裁判手続きを含め交渉の引き延ばしを図るのを阻止するためです。つまり、値上げ額がどのように決まろうとも、いつたん決まつた値上げは、地主が最初に「値上げを申し入れた日から」ということになります。いたずらに交渉をするのです。また、借地人による交渉の引き延ばしを防止することができ

るのです。

**内容証明郵便に希望額記載**

そこで、いつ、地代の増額を請求したのが重要になってしまいます。この請求が電話だったり、口頭だと、「言つた言わない」というつまらない紛争が生じるおそれがあるので、文書で申し入れる必要があるのです。その最も確実な申し入れが、内容証明郵便を使つた申し入れです。

「内容証明郵便」は、いつ、どのような内容を申し入れたのか、後の法的手続の上でしつかりと証拠として残すため用いる方法です。また、内容証明郵便が相手方に届いたことも証明するため、配達證明を付けるのが通常です。

決められた書式に従い、相手方の住所と氏名、こちらの住所と氏名、日付を記載します。1通は相手方に送付、1通は記録として郵便局に保管、そして最後の1通は控えとして送り主で保管し、証拠として使用することになります。さらに、相手方

に内容証明郵便が届けば、配達された年月日が記載されたはがきが郵便局から届きます。これが配達証明であり、いつ配達されたか、つまりいつ相手方がこちらの申し入れを認識したかの証明になりますので、このはがきもしっかりと保管する必要があります。

なお、内容証明郵便を送付するのは、あくまでも値上げの日付を確定しておくためのもので、額は後日確定するとしても、「平成●年▲日から、地代を1ヶ月■万円に値上げさせていただきます」と記載し、まずは希望する地代額を示しておく必要があります。

### 三原一洋

Profile

1975年和歌山県生まれ。不動産鑑定士。土地相続プロデュース株式会社 代表取締役社長。地主の地代や共有地問題の解決を図るサポートを行うかたわら、不動産に関する各種講演や執筆活動を行う。





## 事例に学ぶ 地主のための貸宅地問題解消法

第5回 調停申立て: 地代値上げをめぐるケーススタディ

不動産をめぐり始まつた  
金にシビアな姉妹の対立

地主と借地人の間で交渉が  
まとまらない場合は、調停を  
申し立てることになります。

専業主婦のAさんが調停を活  
用して妹を交渉をまとめた例  
を紹介します。Aさんの妹は  
バリバリのキャリアウーマン  
でお金が絡むとともにシビ

ア。そしてバツイチです。離婚の原因是金銭トラブルのようでした。というのも、4年前に父が亡くなり、姉妹は土地と建物を相続したのです。が、毎月100万円以上の大金が入ることが原因で、妹と夫との関係がおかしくなり、父が亡くなつてから2年後に離婚してしまいました。

**姉は200坪の土地  
妹はビルを相続**

以下、Aさんの話。「私の父は駅前の200坪の土地に3階建てのビルを建て、それをカラオケ屋に賃貸していました。その土地を私が、建物を妹が相続しました。建物は土地と違い、テナントとの交渉やら建物の管理やらといろいろと面倒臭うなので、そういうことは妹に任せることにして、専業主婦の私は土地を相続して、妹から地代をもらうこととしました。

地代は毎月30万円です。妹がカラオケ屋からもらつていいふうな妹ではありません。駅前の商業地200坪の賃料として、月額30万円というのは妥当なのかどうか、それすらすが詳しくは覚えていません。

ん。たしか100万円以上したような気がします。抜け目のない妹のことですから、カラオケ屋と交渉して賃料を値上げしたかもしれません。先日、妹に賃料について聞いてみましたが、「そういうことは相手もあることだから秘密」と言わされました。

Aさんの経済的事情は芳しくなく、以前から業績不振が

取り沙汰されていた夫の勤務先が海外の会社に買収され、夫は子会社に出向することになつてしましました。収入は2割ほど減りました。2人の子供はいずれも大学生で、そのうえ1人は京都の大学に進学したために仕送りが家計を圧迫しました。

### 裁判所の調停手続きへ

Aさんはまずは不動産鑑定事務所から受けとった査定書をを持って妹の所へ行き、地代の値上げを申し入れました。

「お姉ちゃんにしては、なかなかやるわね」と、あらかじめ不動産鑑定士に相談して地代の査定をしてもらつたことに感心されてしまいました。

しかし妹は「こちらは私が信頼している専門家に、ちゃんとした鑑定をしてもらうわ。交渉はそれからね」と、地代についてもつと本格的な鑑定書を作成すると宣言。そして、お互いの鑑定書を証拠として裁判所の調停手続きに付

ここで地代の相場はどの程度なのかと不動産鑑定事務所に査定を依頼したところ、査定額は40万円ということで、値上げの交渉が成立する余地は十分にあるということでした。

Aさんは改めて鑑定書を作成してもらい、不動産鑑定士事務所の方から紹介してもらった弁護士に依頼して、調停に臨みました。妹の方が提出してきた地代の鑑定額は従来と同じ30万円、こちらの鑑定額は、詳細に調査した結果、査定よりちょっと上がつて45万円。調停委員は、Aさんの方の鑑定結果をより適切と判断したようで、40万円の調停案を示してきました。その金額で調停がまとまりました。

Aさんは改めて鑑定書を作成してもらい、不動産鑑定士事務所の方から紹介してもらった弁護士に依頼して、調停に臨みました。妹の方が提出してきた地代の鑑定額は従来と同じ30万円、こちらの鑑定額は、詳細に調査した結果、査定よりちょっと上がつて45万円。調停委員は、Aさんの方の鑑定結果をより適切と判断したようで、40万円の調停案を示してきました。その金額で調停がまとまりました。

すことを妹が提案してきました。「そうしましよう」と、Aさんが二つ返事で受け立つたので、妹はちょっと驚いたようでした。

Aさんは改めて鑑定書を作成してもらい、不動産鑑定士事務所の方から紹介してもらった弁護士に依頼して、調停に臨みました。妹の方が提出

### 三原一洋

Profile

1975年和歌山県生まれ。  
不動産鑑定士。土地相続プロデュース株式会社  
代表取締役社長。地主の地代や共有地問題の解決を図るサポートを行うかたわら、不動産に関する各種講演や執筆活動を行う。





## 事例に学ぶ 地主のための貸宅地問題解消法

### 第6回 調停申し立てから交渉手続き

値上げの申し入れにより  
書面や口頭で交渉開始

地代値上げの調停申し立て  
をしたら、具体的な額は後で  
決まるとしても、少なくとも  
値上げの日は値上げの申し入  
れがなされた日となり、申し  
入れた値上げ額を1つのたた  
いての交渉となります。書面

人との間に裁判所が入って当事  
者間の合意を成立させる手続  
きになります。

弁護士や司法書士に依頼す  
るならば、申し立て手続きは

によるにしろ、口頭によるに  
しろ、値上げの申し入れによ  
つて交渉が始まります。地主  
と借地人の直接の交渉のみで  
ですが、当事者間だけの交  
渉で協議がまとまらない場合  
には、地主としては原告とな  
つて裁判所に対して賃料の値  
上げを請求することになります。  
また場合によっては、借

地人が何の返答もしてこない  
場合もあります。そのよう  
な場合でも交渉を進めようと  
するには、調停を申し立てる  
他はないでしょう。

しかし、地代の値上げは、  
対象となる金額が比較的の少額  
なので、訴訟を提起するとい  
うのは経済的合理性の観点か

ら必ずしも適切とはいえない  
。そこで、民事調停法とい  
う法律は、地代等の値上げに  
ついては、訴訟を提起する前  
に必ず調停の申し立てをしな  
ければならないという「調停  
前置主義」を定めています。

調停というのは、当事者の間  
で、一般的の方に向けて手続  
きを説明する窓口を利用して手続  
きを可能です。

**弁護士を立てずに  
地主自身が申し立て**

たっては、やはり裁判所の関  
わる手続きですので、弁護士  
に依頼して申し立てをするケ  
ースが多いですが、訴えを提  
起するよりも調停申し立ての  
手続は簡単なので、地主自身  
が自ら申し立てすることもで  
きますし、現にそういう方  
も少なくありません。

借地人それぞれの言い分を聴  
きます。地主の話を聞くとき  
は、一度借地人側の人には部  
屋を退出してもらい、反対に

借地人側の話を聞くときは、  
地主側の人には退出してもら  
い、交互に話を聴きます。こ  
うすることによって、相手の  
前では言い難い事情も調  
停委員に伝えることができま  
す。1回の調停手続きで交渉

きです。裁判所といつても、  
ここでは調停委員会と呼ばれる  
人たちが手続きに関わって  
きます。調停委員会は裁判官  
1名と調停委員2名で構成さ  
れ、調停委員は、弁護士や不  
動産鑑定士などの専門家がな  
ります。

彼らが代行してくれますが、  
自分で申し立ての手続きをす  
るのであれば、不動産鑑定士  
など専門家の手を借りなが  
ります。簡易裁判所は弁  
護士に依頼するほどではない  
少額な事件を担当しますの  
で、一般の方に向けて手続  
きを説明する窓口を利用して手續  
きを可能です。

当事者の話し合いがまとま  
ると、その内容が調停調書に  
記載されます。調停調書は、  
確定した判決と同じ効力を持  
ち、後から不服を唱えること  
はできません。もし、話し合  
いがまとまらない場合は不成  
立となり、あくまで法的に解  
決しようとするならば、訴訟  
手続きに移行します。

**地主と借地人が順に入室  
それぞれ言い分を主張**

調停手続きは、法廷ではな  
く、ごく普通の事務室のよう  
な調停室で行われます。期日  
が定められ、両当事者が出席  
します。調停委員は、地主と  
記載されます。調停調書は、  
確定した判決と同じ効力を持  
ち、後から不服を唱えること  
はできません。もし、話し合  
いがまとまらない場合は不成  
立となり、あくまで法的に解  
決しようとするならば、訴訟  
手続きに移行します。

### 三原一洋

Profile

1975年和歌山県生まれ。  
不動産鑑定士。土地相  
続プロデュース株式会社  
代表取締役社長。地主  
の地代や共有地問題の解  
決を図るサポートを行うた  
だわら、不動産に関する  
各種講演や執筆活動を行  
う。





## 事例に学ぶ 地主のための貸宅地問題解消法

### 第7回 借地権の買い取りによる権利関係の整理

妻が実母から継いだ  
自宅をもてあります

今回から借地権そのものを  
取引の対象とするときに生ず  
る借地権の価格や借地権譲渡  
に関する法律問題について説  
明します。

先日、妻の母が亡くなり、  
妻が母親の自宅を相続しまし  
た。その家は、借地上に立つ

一緒に誰かに売るということ  
を考えました。しかし、義母  
は亡くなる10年ほど前から老  
人ホームに入つており、その  
間、家は空き家で手入れもさ  
れないまま放置されていまし  
たので、老朽化が著しく、こ  
の家を買うという人はいない  
と考えられます。今にして思  
くべきだったと思うものの、  
後悔先に立たずです。

となると、財産的価値があ  
るのは借地権だけです。妻が  
相続した家は、都内私鉄沿線  
の駅から徒歩15分程度の住宅  
街にありますので、ある程度  
の価値はあるのではないかと  
思い、借地権の価格を調べる  
ことにしました。不動産の価値

隣の土地も同じ地主の土地  
で、義母が出入りしていた小  
路も同じ地主の所有だそうで  
す。

私たちには、鑑定士の方に借  
地権価格の査定をお願いしま  
した。こちらから買い取ること  
を前向きに考えてくれるとの  
アイデアを出してくれまし  
た。



三原一洋

**Profile**

1975年和歌山県生まれ。  
不動産鑑定士。土地相  
続プロデュース株式会社  
代表取締役社長。地主  
の地代や共有地問題の解  
決を図るサポートを行なう  
たわら、不動産に関する  
各種講演や執筆活動を行  
なう。

一軒家で、その建物と借地権  
を相続したのです。妻は私と  
結婚して以来、母親とは別居  
しています。私たちには、私  
たちの自宅がありますので、  
妻が相続した家に住むという  
選択肢はありませんでした。  
そこで、妻から、相続した家  
をどうしたらよいものか相談  
を受けたのです。

まずは私は建物を借地権と  
一緒に誰かに売るということ  
を考えました。しかし、義母  
は亡くなる10年ほど前から老  
人ホームに入つており、その  
間、家は空き家で手入れもさ  
れないまま放置されていまし  
たので、老朽化が著しく、こ  
の家を買うという人はいない  
と考えられます。今にして思  
くべきだったと思うものの、  
後悔先に立たずです。

鑑定士の方は、私たちの話  
から、いろいろと事前に資料  
をそろえて現地に来てくれま  
した。結果、この土地は、公  
道に接続していないために、  
家を建て替えることができな  
いことが分かりました。日  
頃、義母が出入りしていた小  
路は借地には含まれていなか  
ったようです。そうなると、  
人はいませんので、借地権を  
誰かに売るということは事実  
上不可能です。

地主さんも、地代はちゃんと  
支払われているもののずっと  
空き家になっていたので、借  
地権者と連絡を取りたがつて  
いたそうなのです。私たちも  
うつかりしていたと反省しま  
したが、地主さんも私たちと  
連絡が取れたことに安心した  
ようでした。事情を話すと、  
地主さんも借地権の買い取り  
を前向きに考えてくれるとの  
こと。

私たちも、知り合いの不  
動産に詳しい方が同席され、  
れば、隣地と一体となつて建  
物も再築可能となります。借  
地権も一度成立すれば、それ  
は1つの財産権となるので、  
それを賃貸人である地主さん  
が買い取るということもでき  
るそうです。実現すれば、そ  
れが私たちにとって最も良  
い選択肢です。さっそくその  
手土産を持って相談に行き  
ました。

借地について話すと、実は  
地主さんも、地代はちゃんと  
支払われているもののずっと  
空き家になっていたので、借  
地権者と連絡を取りたがつて  
いたそうなのです。私たちも  
うつかりしていたと反省しま  
したが、地主さんも私たちと  
連絡が取れたことに安心した  
ようでした。事情を話すと、  
地主さんも借地権の買い取り  
を前向きに考えてくれるとの  
こと。

私たちも、知り合いの不  
動産に詳しい方が同席され、  
れば、隣地と一体となつて建  
物も再築可能となります。借  
地権も一度成立すれば、それ  
は1つの財産権となるので、  
それを賃貸人である地主さん  
が買い取るということもでき  
るそうです。実現すれば、そ  
れが私たちにとって最も良  
い選択肢です。さっそくその  
手土産を持って相談に行き  
ました。

今回、不動産鑑定士の方  
に不動産の価格の査定や鑑定  
をするだけでなく、借地権と  
いうものを上手に処理するア  
イデアを出してもらいました。  
専門家に相談して大正解  
でした。



## 事例に学ぶ 地主のための貸宅地問題解消法

### 第8回 借地権評価のポイント

**底地と借地権の  
評価は独立して計算**

第7回では地主が借地権を買い取ったケーススタディーをご紹介しました。本件のケースでは、借地人から借地権の買い取りの打診を受け、地主は借地権の買い取りを前向きに検討しています。地主の立場では、借地契約の合意解釈を受けた地主は、買い取

生時において、借地権の付いている宅地（底地）は、相続税の計算上、借地権の評価部分を控除して低く評価します。その分だけ相続税は安くなります。このように借地権を独立した財産として扱うことは、地主にとってのメリットも少なからずあります。そのため、本件のケースのようないい評価額であることを地主としても受け入れざるを得ないでしよう。もちろん、借地権を買おうかは地主の自由です。必ず買おうかともあればならないということもありません。あくまで双方納得のいく評価額であることが前提です。

では、借地権の買い取りの打診を受けた地主は、買い取

り金額を決定する場合に借地権をどのように評価すればよいでしょうか。借地権の評価額を知れば、地主の所有権部分の評価を知ることもできます。地主にとって自らの資産の維持、管理において大切なことでしょう。

除に際して、まとまつた資金を捻出して借地権を買取ることになります。もともと自分たちの土地であるのにもかかわらず、どこか欣然としない気持ちがでてくるのも理解できます。しかし、借地権も財産のひとつとして成立しています。また、相続発生時において、借地権の付いている宅地（底地）は、相続税の計算上、借地権の評価部

#### 借地権評価で メリットを金額表示

③ 地代が低いこと。地代は、保有中のランニングコストです。借地人にとっては、

借地権の算定方法は少々複雑です。借地権の価格は、あくまで借地借家法において守られる借地人の権利を評価したもので。もし借地借家法の適用を受けない土地賃貸借契約であれば値段など付きません。借地権の評価額は、借地借家法に基づき土地を利用する借地人のメリットを金額で表示したものといえます。

④ 所有権に比べて借地権のほうが安く初期費用が抑えられます。

一般的に、地主がお寺や國

え、まとまつた資金を捻出して地主とのトラブルを買うような方はあまりいないでしょう。この場合、借地権の評価は低くなる傾向があります。

#### 借地権と底地権を分離



#### 三原一洋

##### Profile

1975年和歌山県生まれ。  
不動産鑑定士。土地相続プロデュース株式会社  
代表取締役社長。地主の地代や共有地問題の解決を図るサポートを行うかたわら、不動産に関する各種講演や執筆活動を行う。





## 事例に学ぶ 地主のための貸宅地問題解消法

第9回

借地権売却についての地主の承諾

の地主の承諾について説明します。

①借地上に立つ建物の行方

昨今において、このような

事案が数多く見受けられま

す。例えば、借地人は数年前

から介護施設に入居してしま

い、借地上に立つ一軒家はし

ばらく誰も住んでいません。

毎月の地代は、借地人本人の

銀行口座から支払われている

ようです。しかし、借地人の

子どもたちは、すでに別のと

ころにマイホームを所有して

いて、実家に戻るつもりもな

さそうです。そう遠くない将

来、相続が発生した場合、こ

の借地上に立つ一軒家はどの

よう処理されるのだろう

か、などです。

このような場合、いずれ借

地人から借地権の売却の話が

持ち上がることが考えられます。毎月の地代の支払いが負

担になり、どうにかしたいと

考えるようです。

第7・8回にわたり借地権

取引のケーススタディーと評

価について説明しました。こ

のケースでは、借地人の立場から、妻が相続した実家である借地上に立つ一軒家の処理を問題としています。

今回は借地権売却について

②借地人が借地権を第三者へ

売却することの承諾

一般的な傾向として、借地

権という権利はあっても、借

地人が思うような評価がつか

ないことが多いようです。相

続税路線価に記載された借地

権割合をうのみにすることが

原因のひとつといわれていま

す。

**借地人が払う相続税は**  
**国が決めた数字で計算**

ご存じの方も多いでしょう

が、国が毎年発表している資

料に「相続税路線価」という

ものがあります。誰でも無料

で調べることができます。そ

のなかに借地権割合というも

のが記載されています。この

資料は、相続税の計算で活用

するために国が決めた数字で

このように場合、借地権

割合は、借地人本人の

銀行口座から支払われる

ことも多いようです。相続税路線価に記載されている借地権割合は、相続税をとるための割合です。借地権の時価と続税率に記載された借地の割合です。借地権価格は、そのまま採用すると、借地権価格を過大評価してしまいやすい傾向があります。そのため、まま採用すると、借地権価格は違います。この数字をそのまま採用すると、借地権価格は高いです。このため、いざ売却しようとすると思うような値段がつかないこともあります。地主の承諾についての地主の許可なしでは借地権を売却できない

ことも多いです。相続税路線価に記載されている借地権割合は、相続税をとるための割合です。借地権は、建物に従たる権利として建物とともに譲渡されることになります。地主の知らない間に、建物所有者の名義に変更があれば、無断譲渡の疑いが生じます。

しかし、少し紛らわしいのですが、借地人が借地上の建物を第三者に貸し出す場合があります。借地人が借地上の建物を第三者に貸すことは自由です。法的には地主の承諾は必要ありません。建物を質貸借する場合は、無断譲渡にはあたりませんのでご注意ください。

一般的に、借地上の建物の再建築が可能であり、契約内容も通常であれば、売却希望の価格を下げなければ、いずれ借地権を売却することはできるでしょう。借地権を購入したい第三者が見つかった場合、借地人は、地主に借地権を売却する許可を求めてきます。

### 三原一洋

Profile

1975年和歌山県生まれ。  
不動産鑑定士。土地相続プロデュース株式会社  
代表取締役社長。地主の地代や共有地問題の解決を図るサポートを行う  
たわら、不動産に関する各種講演や執筆活動を行





## 事例に学ぶ 地主のための貸宅地問題解消法

### 第10回 借地権売却の承諾・借地権買い取りのポイント

①新しい借地人は長期的にお付き合いできそうな方であるか、信用力はあるか  
②借地権はいずれ売却、整理をしなくてはなりません。売却時は次の点に留意しましょう。

裁判所が承諾しない場合は  
地主が承諾しない場合は  
裁判所が承諾を許可する場合

③新しい借地人が建物を建て替える場合、予定建物の内容と承諾料の金額（建替承諾料）  
④新しい借地人がリフォームする場合、その内容と承諾料の金額（増改築承諾料）  
⑤今後の土地賃貸借契約はどのくらい残存期間があるのか  
⑥契約期間満了時に受け取るはずだった更新料はどうするのか  
⑦新たに土地賃貸借契約を契結する場合の契約期間や契約の内容

⑧地代の金額  
借地人との話し合いがまとまらず、地主として借地権譲渡の承諾ができない場合もあります。その場合、最終的に借地人は裁判所に申し立てるという手段を取ってきます。

⑨借地権を買取る場合  
地主として、借地権を買取ることを希望するのである取るという選択肢もあります。この場合は、あくまで借地人と交渉することになります。

⑩借地権の時価を正確に評価し取るという選択肢もあります。この場合は、あくまで借地人と交渉することになります。



三原一洋

**Profile**

1975年和歌山県生まれ。不動産鑑定士。土地相続プロデュース株式会社代表取締役社長。地主の地代や共有地問題の解決を図るサポートを行なうたわら、不動産に関する各種講演や執筆活動を行う。

以上の点に注意をして検討するようにしてください。

⑪既存建物を解体して引き渡しを受けるのか、現状有姿のまま引き取るのか  
⑫既存建物を賃貸に出すこと

⑬リフォームは必要か  
⑭更地にして駐車場として貸すことができるか

⑮借地権の買い取り後の宅地渡の許可を出します。この時、借地権の譲渡承諾料など金額についても裁判所が決定する

⑯借地権の譲渡にあたっての承諾料の金額（譲渡承諾料や名義変更料という）  
⑰新しい借地人が建物を建て替える場合、予定建物の内容と承諾料の金額（建替承諾料）  
⑱新しい借地人がリフォームする場合、その内容と承諾料の金額（増改築承諾料）  
⑲今後の土地賃貸借契約はどのくらい残存期間があるのか  
⑳契約期間満了時に受け取るはずだった更新料はどうするのか  
㉑新たに土地賃貸借契約を契結する場合の契約期間や契約の内容

㉒地主は、借地人から裁判所に申し立てをされてしまえば、条件面での交渉の余地がなくなります。借地人として訴えを提出する場合は、地主も裁決に申し立てれば、せつかり見つけてきた買い手が購入すること自体を見送ることになりかねません。地主も借地人も、なるべく話し合いを合意するほうが得策といえます。

㉓本件のケースのように、地主が借地人から借地権を買取ることを希望するのである取るという選択肢もあります。この場合は、あくまで借地人と交渉することになります。

㉔地主として、借地権を買取ることを希望するのである取るという選択肢もあります。この場合は、あくまで借地人と交渉することになります。



## 事例に学ぶ 地主のための貸宅地問題解消法

### 第11回 売却を見据えた貸宅地の整理

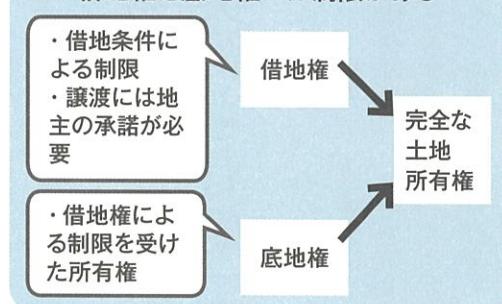
**借地権と底地を同時に売却する**

借地人が借地権を売却したいという申し出をしてきた場合、地主として借地権を買取ることにも、借地権の売却を承諾することにもあまり気乗りしないことがあります。借地人から借地権を買い取るためには、まとまった資金を

支払わなければならず、新しい借地契約を認める場合はまず安い地代が将来にわたって続くのでしょうかし、それも嫌だなあということです。このような場合、いつそのこと借地人が借地権を売却することを提案して時に、地主が所有する底地部分を売却することを提案してみてはいかがでしょうか。

単独でみた借地権の価格と底地の価格の合計額は、必ずしも更地としての価格とはなりません。借地権は、借地条件により宅地利用に制限がかかっている場合がほとんどです。所有権に比べると借地権を売却するには時間も手間もかかります。地主の承諾も必要です。借地権単独では銀行の担保価値が低いのが通常です。こうしたことから借地権の評価は低くなります。

#### 借地権と底地権には制限がある



一方、地主の所有する底地部分についても、単独では売却しにくく、市場性が劣るし、担保価値も低くなります。いつ来るかも知れませんが、いつも先代の相続により底地を引

き継いだので、自分が生きているうちに契約解消の時期が来ないかもしれません。将来、建替承諾料等の一時金を受け取れるかもしれません

が、いつになるか分かりません。最近では、更新料でさえ認められない傾向にあるそうです。確実に得られるものは、単なる低い地代による収入のみです。このことから底地の評価は低くなります。

このように地主と借地人が同時売却すれば、購入することを検討する第三者の立場では、更地価格として最も高く評価することができます。地主は、単独で底地部分を売却

するよりもずっと高い資金を手に入れることができます。

ただし、そのためにはボイントがあります。それは、あくまで借地人の借地権の売却の申し出に対しても、地主が同時に地の評価は低くなります。

この間でどのように配分するかが問題となります。同時売却によって、増分した価値のすべてを借地人が受け取るのであれば地主としては同時売却する意味がありません。地主と借地人で均等に配分するのかよいのか、地主に増分価値を多く配分するのがよいのか等を検討することになります。地主と借地人はそれぞれ交渉上の有利、不利の状況を的確に判断することが必要でしょう。この場合、地主の立場からは、借地権価格の適正な時価評価と各種承諾料、既存建物の取り扱い等さまざまな要因を検討しましょう。

等価交換が  
有効な場合も

分割する方法もあります。借地人としては、借地権を売却しようと、売却資金を手にでけばよいといえます。借地権のまま売却するより、等価交換で所有権として売却する方が得だと判断することもあります。借地権だと手放したいが、所有権であれば持つておきたいという判断もあります。借地人にとつてメリットを感じるのであれば、地主の提案に乗ってくるでしょう。

借地人から借地権を売却し

三原一洋

#### Profile

1975年和歌山県生まれ。  
不動産鑑定士。土地相続プロデュース株式会社  
代表取締役社長。地主の地代や共有地問題の解決を図るサポートを行うかたわら、不動産に関する各種講演や執筆活動を行う。



## 事例に学ぶ 地主のための貸宅地問題解消法

最終回 借地権の買い取りによる権利関係の整理

者に売却する場合、借地人の承諾は必要でしょうか。

答えは「ノー」です。

地主が底地を売却する場合には、借地人の承諾は要りません。

借地人に一言もいわずに黙つて売却しても法的には全く問題がありません。地主の底地はあくまで地主の所有権です。地主が底地を売却しようと銀行の担保にいれようと借地人には無関係です。地主の自由ではありますが、実際に底地を売却する際は、次のことについて注意してください。

借地権のついた土地（底地）の購入者は、一般的には地代収入による長期保有目的か借地人とうまく交渉して転売するかを考えることが多いようです。売却した後、地主にとつて迷惑がかかる場合もないわけではありません。

最終回では、地主からよくある質問と地代の滞納について説明します。

借地人が借地権を売却するためには、地主の承諾がなければ第三者に借地権を売却することはできません。

反対に、地主が底地を第三

す。地代の支払いは借地人にとつて自らの権利を守るために

ます。

生命線であるはずです。それにもかかわらず、地代が滞納されるケースがあります。

借地人が地代を、借家人が家賃を支払わなければならないことは通常、賃貸借契約によつて定められていますので、地代等を支払わないということは「債務不履行」ということになります。

まず地主は借地人に支払いの請求をすることになります。支払いの請求をしたという事実を明確にするため

す。裁判の証拠になりますので、滞納した地代の支払い請求は、「内容証明郵便」を使いましょう。内容証明郵便であれば、相手方も正式な請求として受け取る可能性が高いといえます。

それでも地代の支払いがなされない場合には裁判所の手続きを利用することになります。

「債務督促」または「少額訴訟」という、より簡単な手続きを利用することをお勧めします。

通常訴訟を提起する前に

「支払督促」または「少額訴訟」を行うことになります。裁判所によって借地人の財産を差し押さえなどして、強制的

弁護士や司法書士などの法律の専門家に依頼して行う人も多いですが、通常の訴訟に比べて手続きが簡単で、費用面の負担も少ないため自分で手続きを行う人も珍しくありません。借地人の地代滞納に

対し支払督促や少額訴訟をしても、相手方が異議を申し立てたなどして決着が付かなかつたときは、通常訴訟を提起することになります。通常訴

訟では、弁護士などの法律の専門家に依頼するのが一般的です。

しかし、借地人の経済力があてにならないなら滞納された地代を回収することはできないでしょうし、裁判費用や弁護士費用に加えて、建物の取り壊しや家財一式処分にかかる費用まで、地主が負担することにもなりかねません。

地主になるべく負担がかからないような手がないかどうか検討しましょう。

それでもなお支払いがなされないときは、勝訴判決などを

「債務名義」として強制執行を行います。裁判所によって借地人の財産を差し押さえなどして、強制的に地代を徴収するのです。

ただし、債務名義を得たと

して、借地人に資力がない場合は支払いを受けることがで

きません。そのため、地主か



三原一洋

Profile

1975年和歌山県生まれ。不動産鑑定士。土地相続プロデュース株式会社 代表取締役社長。地主の地代や共有地問題の解決を図るサポートを行うかたわら、不動産に関する各種講演や執筆活動を行う。

1年間、ご愛読ありがとうございました。